

平成22年10月18日

大臣官房総務課情報公開文書室

(担当・内線) 室長 平嶋 壮州

室長補佐 大村 良平

(電話代表) 03(5253)1111(内線7321)

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告について

(地方受付分)

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」につきましては、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、一週間分の集計結果と現時点での対応等を取りまとめましたので、お知らせいたします。

(平成22年10月1日から平成22年10月7日受付分)

別紙

厚生労働省に寄せられた「国民の皆様の声」の集計報告(地方受付分)(10/10/18)

厚生労働省に寄せられた国民の皆様の声・集計報告(地方受付分)

平成22年10月1日～10月7日受付分

(単位:件)

組 織 名	来訪	電話	手紙	FAX	メール	計
大臣官房	0	0	0	0	0	0
医政局	0	0	0	0	0	0
健康局	0	0	0	0	0	0
医薬食品局	0	0	0	0	0	0
食品安全部	0	0	0	0	0	0
労働基準局	30	31	2	0	0	63
職業安定局	144	55	27	0	0	226
職業能力開発局	0	0	0	0	0	0
雇用均等・児童家庭局	3	0	0	0	0	3
社会・援護局	0	0	0	0	0	0
障害保健福祉部	0	0	0	0	0	0
老健局	0	1	1	0	0	2
保険局	0	0	0	0	0	0
年金局	0	1	0	0	0	1
政策統括官	0	0	0	0	0	0
合 計	177	88	30	0	0	295

国民の皆様の声の内訳

政策・制度立案への提言	59
制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	153
法令遵守違反に関するもの	4
その他	79

主な国民の皆様の声は、担当部局別に次ページ以降に添付してあります。

- 「地方」とは地方支分部局を指し、具体的には以下のとおりです。
- ・地方厚生(支)局(麻薬取締支所・分室及び都府県事務所を含む。)
 - ・都道府県労働局、労働基準監督(支)署、公共職業安定所(出張所・分室を含む)

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	労働基準局
照会先	総務課 課長補佐 西岡 邦昭(内線5554) 広報係長 林田 淳一(内線5582)

平成22年10月1日～10月7日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	30件	31件	2件	0件	0件	63件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	19件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	21件
	法令遵守違反に関するもの	1件
	その他	22件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	労働基準法の改正により、5日間を限度に年次有給休暇を時間単位で取得できるようになったが、この日数では足りない。時間単位で取得可能な年次有給休暇の日数を増やすか、労使の話合いで決めることができるようにしてほしい。		年次有給休暇の本来の趣旨は、労働者の心身の疲労の回復、ゆとりのある生活の実現にあるため1日単位での取得が原則であること、時間単位の取得はより年次有給休暇を有効に活用できるよう例外的に認めているものであることなどを説明し、御理解を求めました。
2	病気で会社を休む連絡をした時に、年休にしてほしいことを伝えるのを忘れたので、出勤後、年休扱いにしてほしい旨伝えたと、事後連絡のためできないと言われた。 病気の場合だけでも事後の申請で年休が認められる制度にしてほしい。		年次有給休暇(以下「年休」という。)については、使用者が時季変更権を行使できる場合以外は労働者が請求する時季に年休を付与しなければならないとされており、この時季変更権は労働者が年休を取得する期間の開始されるまでに行使する必要があることから、病気で会社を休んだ後に申請された年休の取得を使用者が認めないとしても違法ではないことなどを説明し、御理解いただきました。
3	労働基準監督官が突然会社に来て、臨検監督と言って書類を出すよう命令するのではなく、事前に連絡して日程等調整してから来て欲しい。		事業場の臨検監督については、法定条件の履行確保のために、事業場のありのままの姿を確認させていただく必要があることを説明し、御理解を求めました。
4	本社を管轄する監督署から2年前に立入調査(臨検監督)を受けたが、今回、別の監督署から支店の立入調査を受けた。 本社を調査するだけで十分ではないのか。		同一企業であっても支店等の事業場の労務管理や労働実態は必ずしも同様ではないことから、監督署ではそれぞれの事業場に必要に応じて立入調査を行っていることなどについて説明し、御理解をいただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	今年も最低賃金が大幅に引き上げられたが、毎年大幅に引き上げられると会社経営が行き詰まり、倒産してしまう。もっと経営者の立場を理解してほしい。		地域別最低賃金は地域における労働者の生計費、賃金及び支払能力等を勘案して地方最低賃金審議会の審議を経て決定されるものであること、政府としても最低賃金の引上げが円滑に実施されるよう、様々な取組に努めていることなどを説明し、御理解を求めました。
6	労働安全衛生法に基づく建設工事の計画届については各種工事に応じた添付書類を求められるが、HPへの掲載等により電子媒体を入手できるようにしてほしい。 また、各種(労働基準法及び労働安全衛生法等に基づく届)届出様式についてもHPに掲載し、ダウンロードできるようにしてほしい。		計画届などの各種届出様式については、本省と連携しつつ、順次HPに掲載しているところであり、引き続き手続を進めて参りたい旨説明し、御理解いただきました。
7	木工家具を作るとき、丸鋸昇降盤に安全カバーを設置すると細かい仕事ができず、効率が悪くなる。監督署はもっと現場の実情に沿った指導をすべきだ。		木材加工用の丸鋸昇降盤には、丸鋸の歯に触れないよう接触予防装置を設けなければならないようにすることが法令で義務付けられており、働く人の安全を確保するために必要であることを説明し、御理解を求めました。
8	労災年金のスライド率の改定による変更決定通知書が届き、今年の年金額も引き下げられたが、減額された理由について教えてほしい。		労災年金の支給額については、毎月勤労統計調査の結果に基づく賃金水準の変動に応じた年金スライド率に基づき、毎年10月支払期から変更決定していることなどを説明し、御理解を求めました。
9	業務上の災害であるにもかかわらず、誤って健康保険で受診し、後日、労災保険へ切り替える場合には、医療機関が支払を受けた診療報酬を被災労働者が健康保険に返還して、医療機関で支払った分と合わせて、監督署に療養の費用の請求するとのことだが、とても手続きが煩雑である。		健康保険と労災保険は別制度であり、業務上の災害に健康保険は使えないことから、労災保険に切り替えるための手続が必要である旨説明し、返戻手続を行っていただくことについて、御理解いただきました。
10	労働保険に加入する時に、初年度から概算保険料を納めることは納得できない。		労働者を雇用した場合、いつでも業務上の災害などにより労災保険給付を行う可能性があることから、事前に概算で労働保険料を納付していただく必要があることなどを説明し、御理解をいただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

平成22年10月1日～10月7日受付分

部局(課室)名	職業安定局
照会先	中央職業安定監察官室 中央職業安定監察官 杉田 浩(内線5654) (直通:03-3502-6768)

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	144 件	55 件	27 件	0 件	0 件	226 件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	39 件
	制度の実施に関する提案(職員等の接遇問題を含む)	132 件
	法令遵守違反に関するもの	1 件
	その他	54 件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	ハローワークの求人を増やして欲しい。		現在、ハローワークでは、求人を確保するため、求人開拓推進員を配置し、企業訪問を実施しております。引き続き求人開拓のための努力をする旨ご説明し、ご理解いただきました。
2	求人票には性別も記入していただきたい。		男女雇用機会均等法に基づき、労働者の募集および採用に当たっては、性別を理由とする差別は禁止されております。このため、ハローワークでは、違法な恐れのある求人には指導を行っている旨ご説明し、ご理解いただきました。
3	求人票には年齢不問と書いてあるにもかかわらず、現実的には年齢制限がある。改善してほしい。		雇用対策法により、労働者一人一人に均等な機会が与えられるよう、労働者の募集・採用における年齢制限を原則禁止しており、違法な恐れのある求人には指導を行っている旨ご説明し、ご理解いただきました。
4	個別延長給付について、全員就職できるまで延長するべきではないか。		個別延長給付は、雇用保険の失業等給付(基本手当)の支給が終了するまでに、再就職することが困難であると考えられる方(特に倒産・解雇等、雇止めにより離職された方)のうち、年齢や雇用失業情勢の地域差等を考慮した上で、特に誠実かつ熱心に求職活動を行っているが就職が困難であると認められる方に対して、個々に適用する制度である旨ご説明し、ご理解いただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
5	社会保険未加入と言うことで求人が受け付けられないのは納得がいかない。		厚生年金保険および健康保険は、所定の要件を満たした場合には法令により加入が義務づけられている事項です。また、求職者の関心も高く、重要な労働条件となっている旨ご説明し、ご理解いただきました。
6	ハローワークの求人に応募したが、事業所から採否結果の通知書が届くのが遅い。求人票に記載された日までに連絡するよう指導してほしい。		採用・不採用の結果につきましては、早急に求職者及びハローワーク双方に通知するよう事業主を指導しております。なお、求人票に記載された期日を経過しても通知がない場合は、窓口にご相談いただければ、事業主へ問い合わせる等対応する旨ご説明しました。
7	自己都合で離職した場合、失業保険の給付に3ヶ月の給付制限がかかるが、この給付制限をなくしてほしい。		雇用保険制度の趣旨は、労働者の生活及び雇用の安定と就職促進のために、失業された方や教育訓練を受けられる方等に対して、失業等給付を支給するものであり、自己都合による離職は、任意的な離職であることから、給付制限を設けている旨ご説明し、ご理解いただきました。
8	新規に導入された求人検索システムに表示される求人票の表示が小さくて見づらいので、改善して欲しい。		求人検索機のディスプレイ画面に手を触れて操作することにより、画面上の求人票を拡大表示することができる旨ご説明し、ご理解をいただきました。
9	ハローワークの駐車場が混んでいる。改善してほしい。		該当ハローワークの駐車場は、収容台数が限られており、近隣にも駐車スペースがなくご迷惑をおかけしています。ご来所の際は、なるべく公共交通機関をご利用いただくようご説明し、ご理解をいただきました。
10	子供を連れて、ハローワークに仕事を探しに行くので、子供がいても相談ができるようにしてほしい。		一部のハローワークでは、子供が遊べるスペースを設ける等、子供を連れての相談ができる窓口を設けております。最寄りのマザーズサロンをご紹介することで、ご理解をいただきました。

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、政策・制度の改善等を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

平成22年10月1日～10月7日受付分

部局(課室)名	雇用均等・児童家庭局
照会先	雇用均等・児童家庭局 雇用均等政策課長補佐 中山 理(内7832) 電話:03-3595-3271 FAX:03-3502-6762

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	3件	0件	0件	0件	0件	3件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	1件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	2件
	その他	0件

(主な国民の皆様の声)

項番	内容	対応	
		分類	概要
1	中小企業子育て支援助成金について、平成18年4月1日より前に育児休業を取得させた事業主について支給対象外となるのは納得できない。		当該助成金制度の趣旨を含めて説明を行い、貴重なご意見として承りました。
2	中小企業子育て支援助成金の支給要件について、就業規則に育児休業を規定していることとなっているが、10人未満の事業所では就業規則自体を作成していない事業所も多いと思われる。要件が厳しすぎるのではないか。		助成金制度の目的を説明することでご理解を得ました。
3	関係する部署が複数に及ぶ制度の資料については、担当部署毎に資料を作成し配付しているが、分かりやすく一括にまとめた資料の作成を望む(例えば、育児に関しては、法の概要・規定例・育児休業給付・社会保険料の免除を一冊にした資料など)。		貴重なご意見として承りました。
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	老健局	
照会先	総務課企画官 総務課企画法令係	宮崎敦文(内線3911) 富永華子(内線3919)

平成22年10月1日～10月7日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	1件	1件	0件	0件	2件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	2件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類	概 要
1	勤務先の老人保健施設は、介護職員の殊遇改善に取り組む事業者に介護職員1人当たり月額1万5千円交付される「介護職員処遇改善交付金」を受給するようになり、中には賃上げになった同僚もいるが、介護職員である自分の賃金は以前と全く変わらず、何ら改善されない。何のための交付金か。このようなことは認められるか、とのご意見をいただきました。		賃金は各労働者と使用者との間で個別に決定されるべきものであることをご説明致しました。
2			
3			
4			
5			

「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、事実や制度を説明、改善策を実施済み・実施予定、改善策を検討中、国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、その他、に分類。

国民の皆様の声・集計報告票(地方受付分)

部局(課室)名	年金局
照会先	年金局総務課 課長補佐 三好(内線3313) 企画係長 岡野(内線3316) (代表)03-5253-1111

平成22年10月1日～10月7日受付分

国民の皆様の声 把握方法別件数	来訪	電話	手紙	FAX	メール	合計
	0件	1件	0件	0件	0件	1件

国民の皆様の声の 内訳(大分類)	政策・制度立案への提言	0件
	制度の実施に関する提案(職員等の待遇問題を含む)	0件
	法令遵守違反に関するもの	0件
	その他	1件

(主な国民の皆様の声)

項番	内 容	対 応	
		分類:	概 要
1	会社で働いていた間、保険料を支払っていたが、事業主が社会保険事務局(現在は、年金事務所)に保険料の支払いをしていなかったため、第三者委員会に申し立てしたが、非あつせんとなった。当時の給与明細を提出するよう要求されたが、その当時は現在のように銀行口座への振り込みではなく、現金の入った給与袋と小さな給与明細が渡されていたため、今更持っているわけがない。給与明細が無い場合にも、証人がいれば年金の支払い記録が認められるようであるが、証人(当時の会社の同僚)が1人しかおらず、認められない。このようなことはおかしいのではないか。	①	年金記録の回復に関し、国民の立場に立って公正な判断を示すため、総務省に第三者委員会が設置されています。第三者委員会においては、申立内容を十分に汲み取り、様々な関連資料を検討し、あつせん・非あつせんの判断をしていると承知しております。なお、第三者委員会において、非あつせんと判断された場合でも、新しい資料が見つかった場合は、再び第三者委員会に申立ができることになっております。
2			
3			
4			
5			

※「対応」欄のうち「分類」欄の丸数字は、①事実や制度を説明、②改善策を実施済み・実施予定、③改善策を検討中、④国民の皆様の声の内容を組織で共有する(地方支分部局で受け付け、本省に報告したものを含む)、⑤その他、に分類。